

さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針  
(平成 29 年度～平成 32 年度)

平成 29 年 3 月

さいたま市

# 目 次

1	外郭団体改革の必要性	1
2	これまでの外郭団体改革の成果と今後の課題	1
(1)	外郭団体改革の経緯	1
(2)	外郭団体改革の成果	2
①	経営が悪化した団体の経営再建	
②	外郭団体の統廃合	
③	市派遣職員の削減	
④	市補助金の削減	
(3)	外郭団体改革における今後の課題	3
①	更なる経営改善	
②	効率的、効果的な事業運営	
③	ガバナンスの強化	
④	人材の確保、育成	
3	外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針	5
(1)	取組の方向性	5
(2)	対象とする団体	5
(3)	取組期間	5
(4)	各団体に共通する取組方針	5
①	健全経営の維持と効率的、効果的な団体運営	
②	人員の適正な確保	
③	人材育成	
(5)	各団体の位置付けと取組方針	7
①	自立的経営を維持する団体	
②	経営効率化を図る団体	
③	経営健全化を推進する団体	
4	方針に基づく取組	12
5	各団体の重点取組目標	13

## 1 外郭団体改革の必要性

外郭団体<sup>(※1)</sup>は、市の施策目的の実現のため、「市を補完する団体」として設立され、市が直接実施するよりも機動的、柔軟に事業を展開することができることから、市の施策と連携を図りながら、市民サービスの提供や地域の活性化等に重要な役割を果たしてきました。

しかし、社会経済情勢が変化する中で民間事業者の活動範囲も広がり、市の施策を実現するため、「民間ではできない」公共サービスを市と連携して担うという使命や役割が薄れている外郭団体も見られていました。

このような状況から、外郭団体の役割や現状を再検討し、必要に応じて外郭団体の統廃合等を行うとともに、引き続き存続する外郭団体においては、サービスの質や効率性を高めるなどの改革を行っていくことが必要となっています。

- ※1 本市は、以下のいずれかに該当する法人を外郭団体と定義しています。
- ① 本市が当該団体の基本財産等の25%以上を出資、出捐している法人
  - ② ①以外で、本市の人的・財政的関与がある法人

## 2 これまでの外郭団体改革の成果と今後の課題

### (1) 外郭団体改革の経緯

本市では、平成16年度に「外郭団体の改革及び運営に関する指針」（以下「改革指針」という。）、平成20年度に「公益法人制度改革を踏まえた外郭団体改革の基本方針」、平成21年度に「さいたま市外郭団体改革プラン」（以下「改革プラン」という。）、平成25年度に「さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針」（以下「健全運営指針」という。）を策定し、外郭団体改革を推進してきました。

平成24年度までの取組は、公益性や市の関与の必要性などの観点から、外郭団体の役割や事業をゼロベースで見直し、「民間にできることは民間に」という考えに基づき、団体の統廃合等を行うとともに、より公益的な分野を担う団体へとその役割をシフトさせることなどを進めてきました。

また、市からの職員派遣や補助金支出など市の人的・財政的な関与についても、団体経営の自主・自立化を促すための見直しを行ってきました。

更に、平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行され、外郭団体等の経営状況が市の財政に重大な影響を及ぼすこととなったことも踏まえ、経営が著しく悪化している団体について、「改革プラン」に基づく抜本的な経営再建を実施しました。

平成25年度からは、それまでの外郭団体改革によって整理してきた団体のあり方等を引き継ぎながら、各団体が健全な団体運営を堅持し、持続するために必要な事項に関する毎年度の取組計画を策定し、進行管理を行ってきました。

## (2) 外郭団体改革の成果

これまでの外郭団体改革の主な成果としては、次のものが挙げられます。

### ① 経営が悪化した団体の経営再建

岩槻都市振興（株）及び与野都市開発（株）は、経営が悪化したことから、外部の有識者で構成する「さいたま市外郭団体経営改革推進委員会」の提言を受け、経営再建を行いました。

岩槻都市振興（株）は、平成 21 年度に、RCC 企業再生スキーム（※2）を活用することで負債の圧縮、財務リストラを行いました。現在は、テナント確保のための営業活動強化等による収益の安定化を図っています。

与野都市開発（株）は、平成 22 年度に、市が民間事業者の保有する債権の譲渡を受け、返済期間の猶予による負担軽減等を行いました。現在では、アルーサ A・B 館の管理運営事業並びに貸店舗事業等により収支は安定しています。

※2 株式会社整理回収機構（RCC）内に、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、企業財務会計専門コンサルタント等の構成により設置された「企業再生検討委員会」において、合理的であると承認された再生計画に沿って経営再建を行う手法。

### ② 外郭団体の統廃合

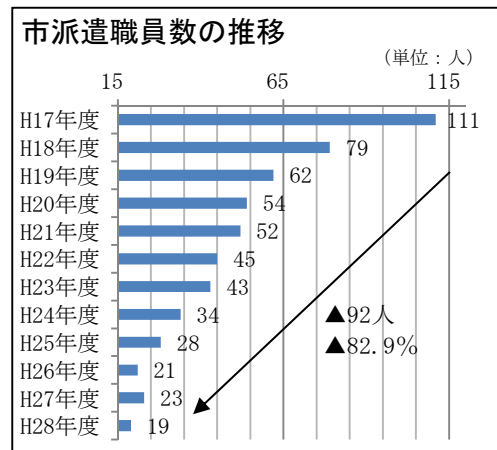
本市では、個々の外郭団体の設立目的や担うべき役割を見直し、社会経済情勢の変化等によりその目的が希薄化した団体や役割が重複する団体を統廃合等した結果、平成 16 年度末に 26 団体あった外郭団体は、平成 26 年度には 14 団体となりました。

#### 【外郭団体数の推移】

年 度	団体数	統廃合等により削減された団体
平成 17 年度	24 団体	(財) さいたま市勤労者福祉サービスセンター (財) さいたま市環境衛生事業協会
平成 18 年度	23 団体	(株) 大宮生鮮食料品低温貯蔵センター
平成 19 年度	22 団体	(財) さいたま市学校給食協会
平成 22 年度	21 団体	(財) さいたま市公立施設管理公社
平成 23 年度	17 団体	(財) さいたま市在宅ケアサービス公社 (財) 浦和パーキングセンター (財) さいたま市国際交流協会 浦和総業（株）
平成 24 年度	16 団体	浦和商業開発（株）
平成 25 年度	15 団体	さいたま市土地開発公社
平成 26 年度	14 団体	(一財) 埼玉水道サービス公社

### ③ 市派遣職員の削減

市による過度の人的関与は、外郭団体の市への依存心を高め、自主的な団体経営やプロパー職員(※3)の人材育成を損なう可能性があることから、段階的に市派遣職員の削減を実施した結果、平成17年度に111人いた外郭団体への市派遣職員は、平成28年度には19人となりました。



※3 期間の定めのない雇用契約により働く職員（いわゆる正職員、正規職員）。

### ④ 市補助金の削減

外郭団体への補助金については、その根拠となる公益性や効果などを検証しながら削減に取り組んだ結果、「改革指針」に基づく改革では約7億8千万円、「改革プラン」に基づく改革では約1億7千万円の市補助金を削減しました。

運営費補助金を廃止した団体	
廃止年度	団体名
H18年度	さいたま市文化振興事業団
H21年度	さいたま市浦和地域医療センター
	さいたま市都市整備公社

## (3) 外郭団体改革における今後の課題

本市では、これまでの外郭団体改革により多くの成果が得られましたが、次のような課題が見受けられるなど、引き続き課題解決や経営改善に向けた取組が必要です。

### ① 更なる経営改善

本市では、改革に取り組んだ結果、外郭団体の経営基盤強化等が図られてきましたが、指定管理者制度(※4)による公の施設の管理を主たる業務とする団体にあっては、市の原則公募制の下で民間事業者との競争が行われ、また、公益法人制度改革(※5)により一般財団・社団法人に移行した団体は、原則課税となるなど、その経営環境は厳しさを増しています。

各団体においては、組織・人員体制や今後の事業計画等に無駄や無理が生じていないかなどを十分にチェックするとともに、必要に応じてその見直しを行い、経営体質をより一層強化していく必要があります。

また、各団体の職員が、日常業務の中で常に改善を行い、業務内容等をより良くしていく組織風土を確立し、コスト削減や効率性、成果などに対する意識を高めていく必要があります。

※4 公の施設（市民会館、体育館、公園、福祉施設など）の管理を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む。）に委ねることができる制度。

※5 平成 20 年 12 月から本格施行された公益法人制度改革関連 3 法により、従来の社団、財団法人等に相当した法人が、「一般社団法人」、「一般財団法人」として位置付けられることとなり、また、そのうち公益目的事業比率が 50%以上などの基準を満たす公益性の高い法人は、申請により「公益社団法人」、「公益財団法人」として認定されることとなりました。

## ② 効率的、効果的な事業運営

市からの補助金の削減や自主財源の確保等による収益の拡大など、財政効果を生み出すための自立的な運営が引き続き必要です。

今後も各団体は、現在実施している事業について、その必要性や有効性、費用対効果などの観点からチェックを行い、事業そのものの廃止や見直しを行うことで、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に柔軟に対応できるようにするとともに、その実施手法についても見直しを行い、効率的、効果的な事業運営を図る必要があります。

## ③ ガバナンスの強化

外郭団体は、市から独立した法人格を有する団体であり、行政が実施するよりも柔軟かつ効率的な運営が期待されていることから、団体自らの責任と能力で自主・自立的な経営をしていくことが原則です。

しかし、外郭団体の事業は、市の施策などに関わりがあり、市民サービスを直接提供することも多いことから、市は、出資者としての市の責任を果たしていくためにも、引き続き適切な指導・監督を行う必要があります。

また、団体自らも、運営に当たっては、内部統制の体制構築やコンプライアンス関係規程の整備など、不適正な行為の防止、会計業務に関するガバナンス強化などに不断の取組を行う必要があります。

## ④ 人材の確保、育成

外郭団体が、経営改善や効率的、効果的な事業運営を行うためには、職員一人ひとりによる自発的な取組が欠かせません。

各団体においては、団体運営に資する知識や経験を有する多様な人材を確保するとともに、資格取得や外部研修などによる人材の育成を図り、職員の能力やサービスの質などを高める取組を続ける必要があります。

また、これまでは、団体の人件費の抑制や組織のスリム化などを図るため、プロパー職員の採用を極力控えてきましたが、団体を構成するプロパー職員の年齢構成に空白の年代が生じたり、平均年齢の上昇や定年等による管理職ポストの後継者不足が生じたりするなど、将来の団体運営に支障を来す可能性がある団体が生じていることを踏まえ、各団体の状況に応じた対応を行う必要があります。

### 3 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針

#### (1) 取組の方向性

平成 21 年度から平成 24 年度を改革期間とした「改革プラン」では、外郭団体の役割や事業をゼロベースで見直し、団体の廃止や統廃合などを行うことにより、4 年間で改革前の団体数の 4 分の 1 以上を削減する抜本的改革を実施しました。

さらに、公益法人制度改革により、本市の財団法人及び社団法人である外郭団体は、各団体の公益性に応じて一般法人又は公益法人のいずれかに移行するなど、その基本的なあり方について、一定の整理ができたものと考えています。

平成 25 年度から平成 28 年度を期間とした「健全運営指針」では、「改革プラン」による改革によって整理してきた団体のあり方等を引き継ぎながら、それぞれが健全な団体運営を堅持し、持続することに重点を置いた具体的取組を行ってきました。

本指針では、「健全運営指針」で示した具体的な取組に時点修正を行ったうえで、継続して行うことにより、団体の健全運営の深化を図ります。

#### (2) 対象とする団体

本指針は、「さいたま市外郭団体指導要綱」に定める 14 団体を対象とします。

##### 対象とする団体一覧

公益財団法人さいたま市体育協会	公益社団法人さいたま観光国際協会
公益財団法人さいたま市文化振興事業団	公益財団法人さいたま市公園緑地協会
一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター	一般財団法人さいたま市都市整備公社
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	与野都市開発株式会社
社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	北浦和ターミナルビル株式会社
公益社団法人さいたま市シルバー人材センター	岩槻都市振興株式会社
公益財団法人さいたま市産業創造財団	一般財団法人さいたま市土地区画整理協会

#### (3) 取組期間

本指針の取組期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までとします。

#### (4) 各団体に共通する取組方針

##### ① 健全経営の維持と効率的、効果的な団体運営

市の施策と密接に連携した事業を実施するなどの公益的な性格を有しながら、市とは異なる法人格を有する外郭団体は、地域の活性化や市民サービスの提供等において重要な役割を果たす一方で、非効率的な団体運営や不安定な経

営などが、社会的に大きな問題として取り上げられることもあります。

本市では、積極的に外郭団体改革に取り組んできた結果、団体の統廃合などによる外郭団体の再編、市による人的・財政的な関与の見直しなど、その成果を上げてきましたが、引き続き団体の健全経営の維持に取り組めます。

さらに、団体の経営や事業の更なる効率化に引き続き取り組むとともに、有効性や必要性、効果などの観点から事業のスクラップ・アンド・ビルドなどを進めることで、団体が、その使命をより効率的、効果的に遂行できる体制を作り上げることを目指します。

なお、公益性の高い事業を実施している団体については、収支の均衡が見込めない事業もあることから、団体の公益性や収益性によっては、効率的、効果的に事業を実施するための努力が最大限行われていることを前提に、団体の独立性（自主・自立）を損なわないよう留意しながら、市による必要な支援等を検討します。

## ② 人員の適正な確保

プロパー職員の新規採用については、人件費などが将来にわたる団体の財政的負担となり、経営に重大な影響を及ぼすことから、市との事前協議制とし、団体の経営状況、将来の事業の見込み、組織・人員体制の見直し余地、嘱託・契約職員や臨時職員の活用可能性などを慎重に考慮して、必要やむを得ないと判断された場合にのみ行ってきました。

しかし、外郭団体が、独立した法人として、将来に向けて事業を安定的に遂行するためには、業務量に応じた適切な人員を確保することから、プロパー職員の新規採用については、管理職の育成など、団体の存続や事業の継続性等も踏まえて検討します。

また、民間の感覚やノウハウを取り入れ、効率的、効果的な団体運営を図るため、引き続き民間経験者の活用を推進していきます。

なお、市OBについては、市職員として培った知識や経験が、団体の運営に資すると考えられる場合には、採用時の透明性、公正性等を確保した上で、その活用を検討します。

## ③ 人材育成

外郭団体が、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に柔軟に対応し、質の高いサービスを提供していくためには、組織の基礎である職員の能力を高めることにより、将来にわたって団体運営を担う人材を育成することが欠かせません。

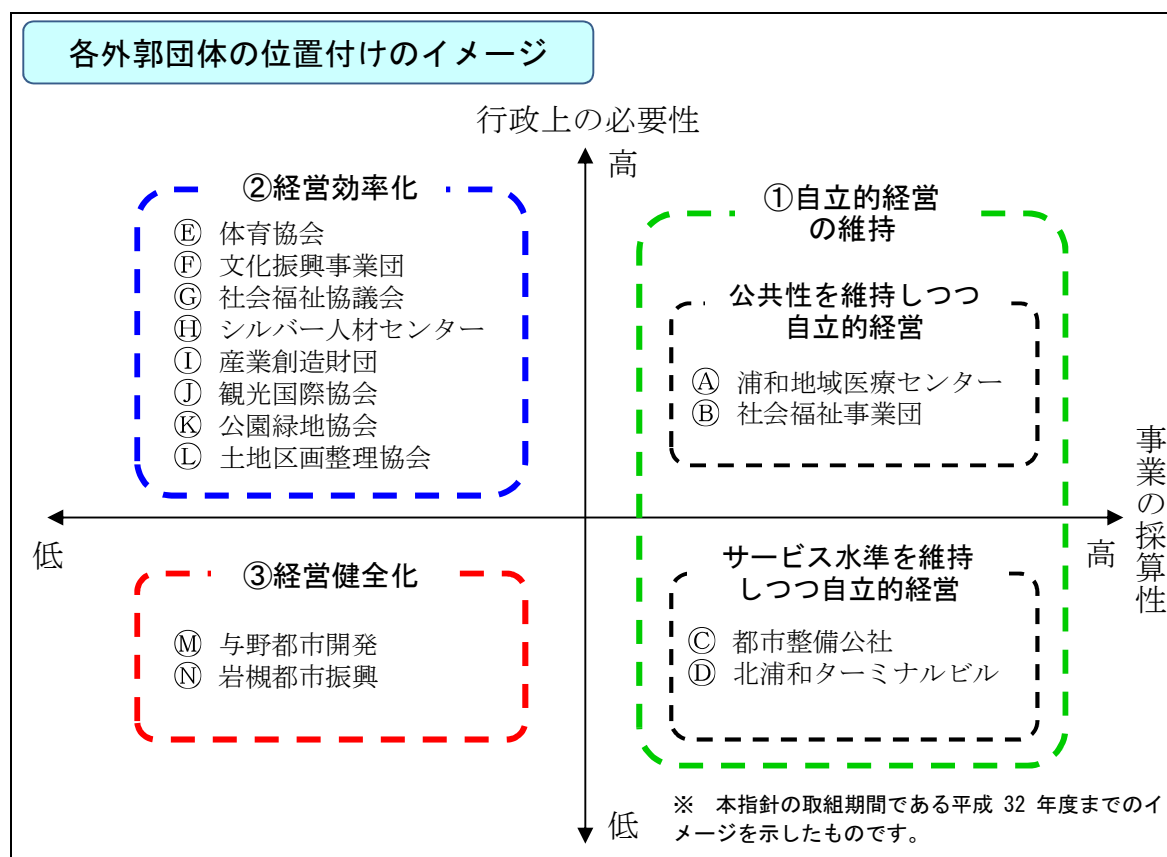
人材育成に当たっては、各団体の求める人材像を明確にし、事業内容や特性に応じて、団体ごとに研修を行うほか、外郭団体職員の合同研修の充実を図っていきます。



さらに、異なる環境での就労経験や人的交流を通じた有用な知識の共有、職員の意欲の維持・向上、組織の活性化などに資する仕組みづくりを推進するために、団体間の人事交流や市と団体との人事交流等についても検討を行っていきます。

### (5) 各団体の位置付けと取組方針

各団体の位置付けは、行政上の必要性、事業の採算性など、団体の特性に合わせて、①自立的経営を維持する団体、②経営効率化を図る団体、③経営健全化を推進する団体の3つに区分することができます。



①「自立的経営を維持する団体」には、事業全体を通じて採算を見込むことができる団体を位置付けます。

運営補助金を交付されていないなど、市からの支援が少なく、現在でも自立的な経営が行われていますが、随意契約による市委託料の削減、市の出資割合の引下げなど、更なる自立的経営を目指します。

②「経営効率化を図る団体」には、公益性の高い事業の占める割合が高いなど、行政上の必要性が高く、かつ事業全体を通じた収支が均衡しているか、又は採算を見込むことが難しい団体を位置付けます。

公益法人制度改革により、公益社団・財団法人に移行した団体は、市による必要な支援等も検討しながら、引き続き市の施策推進のために連携を図ります。

③「経営健全化を推進する団体」には、悪化した経営の再建に取り組んでいる団体を位置付け、市による指導監督や支援を受けながら、引き続き経営健全化、安定化を図ります。

## ① 自立的経営を維持する団体

### ① (一財) さいたま市浦和地域医療センター

医師会や各種団体と連携して、休日急患診療所及び訪問看護ステーションの運営を行っており、特に休日急患診療所は、社会的要請が強く、公益性、市の施策との関連性ともに高い事業です。

事業面では引き続き市との連携を図りながらも、経常的に安定した収益があり、事業の採算性は高いことから、経営面では引き続き自立的経営を維持していきます。

### ② (社福) さいたま市社会福祉事業団

主に指定管理者として市の多くの福祉施設を管理・運営していますが、熟練事業者でなければ受託困難な事案を受け入れるなど、市の福祉サービスを安定的に供給するセーフティネットとしての役割も担っており、公益性、市の施策との関連性が高い団体です。

市との連携を維持しつつ、引き続き経営の効率化を図りながら、当該団体が策定した「経営基本計画」(平成28年度～平成37年度)及び「(前期)経営実施計画」(平成28年度～平成32年度)等に基づき、更なる自立的経営基盤を確立するため、市有施設の譲渡を含め、団体所有施設の取得などを進めていきます。

また、社会福祉法の一部改正(平成29年4月全面施行)により議決機関としての評議員会の設置など経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上など社会福祉法人制度改革について適切に対応していきます。

### ③ (一財) さいたま市都市整備公社

大宮情報文化センター(JACK大宮)のほか、駐車場、駐輪場(市有施設の指定管理を含む。)の管理運営などを行っており、良好な都市環境の確保などの点で公益性や市の施策との関連性があります。

これらの事業は、民間事業者と競合する収益的事業であり、かつ、テナン

トの入退去、駐車・駐輪場の利用率の増減等に常に左右されるため、所有ビルの大規模修繕並びに周辺の整備と多様化する料金決済への対応等利便性を高め、常に魅力ある施設として維持・向上に努めていきます。

#### ① 北浦和ターミナルビル（株）

市街地再開発事業により建設された複合ビルの管理運営を行い、貸店舗、貸会議室、バスターミナル事業を行っています。バスターミナル事業は、ビルの周囲にバス駐車場を6ヶ所設置し、北浦和駅東口地域の交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保に寄与しています。

テナント事業の収益は安定しており、事業の採算性はあるものの、平成24年度から始まった入居テナントへの保証金返済や借入金の返済及び今後の大規模修繕による支出の増加が見込まれることから、収益の確保やコストの削減を図り、計画的な自立経営の維持に努めていきます。

### ② 経営効率化を図る団体

#### ⑤ （公財）さいたま市体育協会

市の各種スポーツ団体を取りまとめ、市と連携しながら、市民スポーツ振興の施策を展開しています。

本市は、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定し、生涯スポーツの振興やスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進しているところであり、市の施策との関連性、公益性ともに高い事業を実施していることから、市との関係を維持しつつ、経営の効率化を図っていきます。ただし、現在は、収入の多くを市からの補助金に依存しているため、経営の効率化と併せて、自主財源の拡大や新規事業の実施等についても積極的に取り組む必要があります。

#### ⑥ （公財）さいたま市文化振興事業団

市の文化振興の一翼を担い、文化芸術に関する人材の育成、多様な鑑賞事業や市民参加型事業などを行っています。

「さいたま市文化芸術都市創造計画」（計画期間：平成26～32年度）に基づき、文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体として、引き続き経営の効率化を図りながら、より質の高い文化芸術事業の実施に向け、企画・運営などの機能強化を図っていきます。

#### ⑦ （社福）さいたま市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会を始めとした様々な地域の福祉関係団体との協働や

ボランティア活動の推進などにより、地域福祉の推進を図っています。

本市では、「市と一体となって地域福祉を進める団体」と位置付けており、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や高齢・障害者権利擁護センターの受託など市の事業の一翼を担っています。特に、今後団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に「地域包括ケアシステム」の構築を実現する上で、市と団体との連携は必要不可欠であり、引き続き市の様々な福祉施策と密接に連携し、事業を展開していく必要があります。

また、地域福祉における団体に対する市民ニーズは年々高まっていることから、市との更なる連携の強化や経営の効率化を図り、地域福祉の中核としての役割を今まで以上に発揮していくことが求められています。

さらに、社会福祉法の一部改正（平成29年4月施行）により、議決機関としての評議員会の設置など経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上など社会福祉法人制度改革について適切に対応していきます。

#### ⑧ （公社）さいたま市シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ高齢者に対して、就業や社会奉仕等の地域社会参画への機会確保、提供を行っています。

高齢社会を迎える中、就業や社会奉仕等を通じて高齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与する公益性の高い事業を実施していることから、市との関係を維持しつつ、経営の効率化を図っていきますが、事業実績の減少に合わせて入会者も減少していることから、就業機会の確保などの既存事業の強化や家事援助・一般労働者派遣事業等の新たな自主事業の展開などにより、センターの魅力向上や自主財源の確保にもつながる取組の強化にも努めていきます。

#### ① （公財）さいたま市産業創造財団

市の産業振興ビジョンを推進していく中核的な団体として、市内中小企業者や創業者を対象として経営相談や創業支援、融資さらには成長戦略への参加といった市の産業振興政策を積極的に実行するとともに、中小企業等の従業員の福利厚生サービスである勤労者福祉サービスセンター事業などを実施し、市の施策と密接に関係する公益性の高い事業を実施しています。

企業の支援には金融や経営などの高度な専門知識が必要であることから、職員の更なる人材育成に努め、サービス水準の向上を図っていきます。

#### ⑨ （公社）さいたま観光国際協会

市及び周辺における観光振興、国内外からの観光客の誘致、コンベンションの誘致や開催支援、国際交流や国際協力の推進などを行っています。

平成 23 年度に（社）さいたま観光コンベンションビューローと（財）さいたま市国際交流協会が合併して誕生した団体であり、合併による経営の効率化や相乗効果などを発揮し、事業やサービスの水準を更に高めていく必要があります。

また、スポーツコミッションや国際交流センターの運営など、市の観光施策や国際化推進施策などと密接に関係する公益性の高い事業を実施していることから、市からの指導、助言等や連絡調整を通じ、連携の強化を図ります。

さらに、事業内容の見直しや自主財源の確保に向けた取組を強化する必要があります。

#### ㊫ （公財）さいたま市公園緑地協会

主に指定管理者として、街区公園や無料公園など、市の多くの公園の管理・運営を行うとともに、公園文化の創造と展開、緑化推進などの取組を行っています。

公益法人としての特長を生かし、指定管理者となっている都市公園等において市民協働型の維持管理、運営を行っていますが、指定管理業務は、民間事業者と競合する事業であることから、職員の知識やスキル向上などによる質の高いサービスの提供を図るとともに、コスト削減などの経営の効率化に向けた取組の強化、指定管理料に頼らない自主事業による自主財源の確保や新規事業の実施について積極的に取り組む必要があります。

#### ㊬ （一財）さいたま市土地区画整理協会

市における組合施行の土地区画整理事業のうち 13 組合から業務を受託し、当該組合と連携して事業を進めています。

土地区画整理事業は、市の施策との関連性が高いことから、引き続き市による必要な支援を行い、事業の早期完了を図ります。

ただし、収入に占める市補助金の割合が高いことから、コスト削減などによる経営の効率化を図る必要があります。

### ③ 経営健全化を推進する団体

#### ㊭ 与野都市開発（株）

北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビル「アルーサ A・B 館」の管理運営を行い、貸店舗事業などを行っています。

経営悪化により、平成 22 年度から市の出資や資金貸付などの支援による経営再建に取り組んでおり、テナント事業の収益は安定しているが、引き続

き市の指導監督の下で着実にその取組を進めていきます。

なお、ビルの管理運営は、民間事業者と競合する事業であり、一定の採算性が見込まれることから、経営が安定した後は、自立化を図っていきます。

また、所有ビルの長期修繕計画の見直しによる支出の増加が見込まれることから、計画性を持って対応する必要があります。

#### ㊦ 岩槻都市振興（株）

岩槻駅東口第1種市街地再開発事業として建設された再開発ビル「WATSU（ワッツ）」の管理運営を行い、貸店舗事業などを行っています。

経営が悪化したため、平成21年度から、RCC企業再生スキームを活用するとともに、市の出資などによる支援を受け、経営再建に取り組んでいます。

テナントリーシングの強化を図りながら、引き続き市の指導監督の下で着実にその取組を進め、経営が安定した後は、自立化を図っていきます。

#### 【参考】平成26年度に外郭団体から除外した団体

##### （一財）埼玉水道サービス公社

民間事業者と競合する事業を実施しているため、新たな水道の知識、技術を習得して新規事業に参入し、収益性を強化するとともに、自主・自立化に向けた経営基盤の安定性や将来的な株式会社への移行も検討していくことから、基本財産の積み増しに同意し、外郭団体の要件に合致しない団体として位置づけました。

## 4 方針に基づく取組

- (1) 各団体は、「3 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針」の各項目の内容に基づき、毎年度、取組計画を策定、実施し、計画実施後の検証を行うことにより、PDCAサイクルを確立し、進行管理を行うこととします。
- (2) 各団体の取組計画策定に当たっては、団体の設立目的や使命に基づいて事業を遂行する際の課題を次の4つの視点から抽出し、その解決に向けた方策を策定するとともに、取組結果を評価するための指標を設定します。

### 課題抽出の視点

- ① サービスなど業務の質の向上  
接遇の改善や職員の専門知識の向上、業務改善による利用者満足度アップ

など、各団体が使命、目的としている個々のサービスや業務の質を向上し、効果的に実施するための課題を抽出する視点。

② 業務運営の効率化

組織、人員体制や発注方法の見直しなどにより、従来よりも事務の円滑化やコストの削減など、効率的に業務を運営するための課題を抽出する視点。

③ 財務内容の改善

市からの補助金や委託料などへの依存度の引下げ、新たな収益源の確保など、団体の財務を健全化するための課題を抽出する視点。

④ その他業務運営に関する重要事項

上記の3つの点のいずれにも該当しないものの、団体の存続や事業の継続に当たって解決すべき課題を抽出するための視点。

(3) 各団体は、計画に基づいて改善等に取り組み、当該計画年度の翌年度にその実績を評価します。

(4) 評価結果は、市ホームページで公表します。

## 5 各団体の重点取組目標

本指針に基づく各団体における改善等の取組は、毎年度、取組計画を策定して実施することとしますが、取組が複数年度にわたる場合や特に重要な場合には、各団体が本指針の計画期間に重点的に取り組む目標として位置付けます。



## 各外郭団体の概要及び重点取組目標

(平成 29 年 1 月現在)

団体名	一般財団法人 さいたま市浦和地域医療センター			
設立年月日	昭和 54 年 1 月 24 日	代表者(職・名)	理事長	水谷 元雄
所在地	さいたま市浦和区常盤 6-4-18		電話番号	048-833-6901
資本金・基本金	30,000 千円	市出資・出捐金	30,000 千円	100%
所管部局	保健福祉局 保健部 地域医療課		電話番号	048-829-1292
設立目的	休日・夜間の救急診療所の運営によって救急医療体制の整備を図るとともに、高齢者及び難病患者等の家庭での療養生活を支援するため、訪問看護ステーションを運営する。			
主な事業	① 休日急患診療所の運営に関する事業 ② 訪問看護ステーションの管理運営事業 ③ 地域住民の健康、保健衛生に関する知識の普及、啓発、相談に関する事業 ④ その他目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	○ 市の施策と連携を図りながら休日・夜間急患診療所を運営する。 ○ 引き続き自立的経営を維持する。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
休日・夜間等における救急医療の適正利用等の周知	—————▶			
休日急患診療所の効率的な運営に向けた検討・調整	—————▶			
訪問看護ステーションの安定運営に向けた検討・調整	—————▶			
コスト削減など経営効率化の推進	—————▶			



団体名	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団			
設立年月日	平成 13 年 8 月 1 日	代表者（職・名）	理事長 渡邊 陽介	
所在地	さいたま市大宮区土手町 1 - 213 - 1	電話番号	048-669-0033	
資本金・基本金	19,100 千円	市出資・出捐金	19,100 千円	100%
所管部局	保健福祉局 福祉部 福祉総務課	電話番号	048-829-1253	
設立目的	利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスの提供を図るとともに、利用者個人の尊厳を保持し、能力に応じた日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。			
主な事業	<p>① 市の社会福祉施設等の経営  母子生活支援施設(1)、ケアハウス(1)、障害児通所支援事業(6)、放課後児童クラブ(74)、児童センター(18)、老人デイサービス事業(2)、老人福祉センター(9)、老人介護支援センター(1)、障害福祉サービス事業(多機能型(5)・生活介護(3))、医療型短期入所(1)、相談支援事業(17)、地域生活支援事業(2)、身体障害者福祉センター(1)、介護老人保健施設(1)、老人憩いの家(9)、大宮ふれあい福祉センター(1)</p> <p>② 自主事業  居宅介護支援事業(2)、障害児通所支援事業(1)、障害福祉サービス事業(多機能型(2)、共同生活援助(1))</p> <p>※ ( )は施設数</p>			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	○ 団体が策定した「経営基本計画」(平成 28 年度～平成 37 年度)及び「(前期)経営実施計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)等に基づき、更なる自立的経営基盤を確立する。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域との連携・協働	→			
コスト削減など経営効率化の推進	→			
自立的経営基盤の確立	→			
ガバナンスの強化	→			

団体名	一般財団法人 さいたま市都市整備公社			
設立年月日	昭和 57 年 7 月 30 日	代表者（職・名）	理事長 関 成樹	
所在地	さいたま市大宮区錦町 682-2		電話番号	048-645-4761
資本金・基本金	30,000 千円	市出資・出捐金	25,100 千円	83.7%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		電話番号	048-829-1443
設立目的	地方公共団体において必要とされる都市施設等の整備及び交通安全への取組を補完するため、都市環境の整備等及び駐車対策の推進を図り、良好な市街地の形成及び道路交通の円滑化により、地域社会の発展に寄与する。			
主な事業	① 地方公共団体等が施行する都市環境の整備、改善及び都市機能の向上に関する事業 ② 自動車駐車場及び自転車等駐車場の設置、管理運営に関する事業 ③ 施設の管理運営に関する事業 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	○ 引き続き自立的経営を維持する。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設管理の改善によるサービスの向上	→			
経営効率化推進による更なる経営基盤（収益力）の強化	→			
中期経営計画及び人員計画の策定	→			
大規模修繕の適切な実施	→			

団体名	北浦和ターミナルビル株式会社			
設立年月日	昭和 52 年 10 月 1 日	代表者（職・名）	代表取締役 矢作 浩良	
所在地	さいたま市浦和区北浦和 1 - 7 - 1	電話番号	048-814-2501	
資本金・基本金	80,000 千円	市出資・出捐金	66,950 千円	83.7%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課	電話番号	048-829-1443	
設立目的	北浦和駅東口地域の交通渋滞の緩和及び歩行者の安全確保と地域住民の生活文化の向上並びに地域商業の振興に貢献する商業拠点として、第一種市街地再開発事業により設立された複合ビルの管理運営を行う。			
主な事業	① 貸店舗、貸会議室及びバスターミナル事業の管理			
団体の方向性	自立的経営を維持する団体			
市が団体に求める事項	<input type="radio"/> 引き続き自立的経営を維持する。 <input type="radio"/> 適切な修繕の実施。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
固定負債の計画的な返済	→			
効率的な経営に資するコスト削減	→			
大規模修繕の実施	→			
事業継続計画（BCP）の策定	→			

団体名	公益財団法人 さいたま市体育協会			
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日	代表者（職・名）	会長 北 清治	
所在地	さいたま市桜区道場 4 - 3 - 1		電話番号	048-851-6250
資本金・基本金	200,000 千円	市出資・出捐金	200,000 千円	100%
所管部局	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		電話番号	048-829-1731
設立目的	さいたま市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進と体力向上を図り、もって明るく活力に満ちたさいたま市民の育成に寄与する。			
主な事業	① シニアスポーツ大会・市民体育大会・各種スポーツ教室などの事業 ② 各加盟団体・スポーツ少年団への助成・支援・情報発信			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	<input type="checkbox"/> 市の推進する「生涯スポーツの振興やスポーツを活用した総合的なまちづくり」と連携した事業を展開する。 <input type="checkbox"/> 経営の更なる効率化を図る。 <input type="checkbox"/> 自主財源の拡大や新規事業の獲得に積極的に取り組む。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
スポーツ振興事業の質の向上	→			
協会の使命と組織の方向性に基づく事業の見直し	→			
コスト削減など経営効率化の推進	→			
自主財源の確保	→			
職員の育成	→			

団体名	公益財団法人 さいたま市文化振興事業団			
設立年月日	昭和 59 年 10 月 18 日	代表者（職・名）	理事長 青木 康高	
所在地	さいたま市南区根岸 1 - 7 - 1		電話番号	048-866-3259
資本金・基本金	165,000 千円	市出資・出捐金	165,000 千円	100%
所管部局	スポーツ文化局 文化部 文化振興課		電話番号	048-829-1227
設立目的	芸術文化の振興を図り、市民文化の向上と地域コミュニティの推進を図るとともに、さいたま市が設置する施設の管理運営の受託を行い、もって市民の文化の向上と地域社会の発展に寄与する。			
主な事業	① 市民文化の向上と地域コミュニティの推進に関する事業 ② 文化団体等の育成に関する事業 ③ 文化事業の開催に関する事業 ④ さいたま市の各種文化行事に対する協力に関する事業 ⑤ さいたま市が設置した施設の管理運営の受託に関する事業 ⑥ 市民体育の向上に関する事業 ⑦ 勤労女性の生活向上に関する事業 ⑧ その他芸術文化の振興を図る目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	<input type="radio"/> 「さいたま市文化芸術都市創造計画(平成 25 年度策定予定)」の主要な推進主体として、市の施策と連携した事業を展開する。 <input type="radio"/> 経営の更なる効率化を図る。 <input type="radio"/> 文化振興等に関する事業の企画、運営能力を強化する。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進	→			
質の高い文化芸術事業の実施に向けた企画、運営能力の強化	→			
SaCLa サポートーズの活動の充実	→			
コスト削減など経営効率化の推進	→			
人事評価制度の導入等における職員意識改革及び人材育成	→			
専門性を更に高める人材育成及び組織体制の強化	→			

団体名	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会			
設立年月日	平成 13 年 8 月 1 日	代表者（職・名）	会長 清水 勇人	
所在地	さいたま市浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内		電話番号	048-835-3111
資本金・基本金	8,500 千円	市出資・出捐金	0 千円	0%
所管部局	保健福祉局 福祉部 福祉総務課		電話番号	048-829-1253
設立目的	さいたま市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。			
主な事業	① 地域福祉活動推進事業(地区社会福祉協議会活動支援)      ⑧ 日常生活自立支援事業 ② 生活支援体制整備事業      ⑨ 生活福祉資金貸付事業 ③ 福祉サービス苦情相談窓口事業      ⑩ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ④ 地域福祉情報・研修センター事業      ⑪ 介護保険事業 ⑤ ふれあい会食推進事業      ⑫ 法人後見事業 ⑥ 宅配食事サービス事業      ⑬ 権利擁護スーパーバイズ事業 ⑦ ボランティア活動の振興			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 市と一体となって地域福祉を進める団体として、委託等により市の事業の一翼を担うとともに、市の施策との更なる連携により事業を展開する。 ○ 組織力の強化、接遇、法令順守などの人材育成の強化を図る。 ○ 経営の更なる効率化を図る。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
市の施策との更なる連携	—————▶			
地域との更なる連携・協働	—————▶			
コスト削減など経営効率化の推進	—————▶			
自主財源の確保	—————▶			
ガバナンスの強化	—————▶			

団体名	公益社団法人 さいたま市シルバー人材センター			
設立年月日	昭和 62 年 6 月 10 日	代表者（職・名）	理事長 佐伯 鋼兵	
所在地	さいたま市大宮区土手町 1 - 213 - 1	電話番号	048-669-0303	
資本金・基本金	0 千円	市出資・出捐金	0 千円	0%
所管部局	保健福祉局 福祉部 高齢福祉課		電話番号	048-829-1260
設立目的	高齢者の希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。			
主な事業	① 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供 ② 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施 ③ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業 ④ 上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営 ⑤ その他センターの目的を達成するために必要な事業			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	<input type="radio"/> 就業機会の確保などにより、高齢者の社会参画(就業)の促進を図る。 <input type="radio"/> 経営の健全化を図る。 <input type="radio"/> 自主財源の確保や新規事業の獲得に積極的に取り組む。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就業機会と会員数の増加	→			
一般高齢者向けの就業支援の実施	→			
健全で効率的な経営の推進	→			
自主財源の確保	→			
中期計画及び人員計画の策定	中期計画 →		人員計画 →	

団体名	公益財団法人 さいたま市産業創造財団			
設立年月日	平成 16 年 3 月 18 日	代表者（職・名）	理事長 山縣 秀司	
所在地	さいたま市中央区下落合 5 - 4 - 3	電話番号	048 - 851 - 6696	
資本金・基本金	200,000 千円	市出資・出捐金	200,000 千円	100%
所管部局	経済局 商工観光部 経済政策課	電話番号	048 - 829 - 1362	
設立目的	さいたま市の特性を生かして、市内中小企業者、創業者等の支援を行うとともに、中小企業等に勤務する者の勤労者福祉向上を図ることにより、地域産業の振興及び豊かな市民生活の形成に寄与する。			
主な事業	① 中小企業者等の経営強化及び技術力向上に係る相談・診断・助言に関する事業 ② 創業及び新事業創出の促進に関する事業 ③ 中小企業等に必要な情報の収集及び提供に関する事業 ④ 人材育成に関する事業、就労支援に関する事業、産学官の交流に関する事業 ⑤ 中小企業に勤務する従業員及び事業者の福利厚生に関する事業			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 市の産業振興ビジョン推進の中核的な機関として、中小企業等を対象とする経営相談や創業支援、融資等を通じて、市の産業振興政策を積極的に実施する。 ○ 経営の更なる効率化を図る。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
コスト削減など経営効率化の推進	—————▶			
職員研修計画に基づく人材育成の実施	—————▶			
中期経営計画の策定	————▶			————▶



団体名	公益社団法人 さいたま観光国際協会			
設立年月日	平成3年4月6日	代表者(職・名)	会長 清水 志摩子	
所在地	さいたま市大宮区錦町 682-2 JACK大宮3F		電話番号	048-647-8338
資本金・基本金	220,200 千円	市出資・出捐金	124,441 千円	56.5%
所管部局	経済局 商工観光部 観光国際課		電話番号	048-829-1365
設立目的	さいたま市及びその周辺地域における観光、コンベンション事業及び国際交流、国際協力事業の振興を図り、文化向上と、多文化共生の社会づくりを促進し、地域社会の発展とともに、国際化に資す。			
主な事業	① 内外観光客及びコンベンションの誘致促進、開催支援並びに広報宣伝 ② 観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集・提供 ③ 観光及びコンベンション振興のためのイベント等の開催並びに観光・物産の開発・振興 ④ 国際交流事業、多文化共生事業 ⑤ 国際交流センター、観光案内所その他関連施設等の管理及び運営			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 訪日外国人観光客の受入れ、スポーツコミッションやMICE事業の推進など、市の施策と連携した事業を展開する。 ○ 観光事業(イベント事業等)の見直しを図る。 ○ 国際交流事業の見直しを図る。 ○ 経営の更なる効率化を図る。			

### 【重点取組目標】

目標	29年度	30年度	31年度	32年度
観光事業の更なる充実	→			
スポーツコミッション事業の更なる充実	→			
MICE事業の更なる充実	→			
国際交流事業の更なる充実	→			
コスト削減など経営効率化の推進及び自主財源の確保	→			
中期経営計画の策定		→		

団体名	公益財団法人 さいたま市公園緑地協会			
設立年月日	昭和 56 年 4 月 3 日	代表者（職・名）	理事長 井原 誠一郎	
所在地	さいたま市南区別所 4-12-10		電話番号	048-836-5678
資本金・基本金	28,000 千円	市出資・出捐金	28,000 千円	100%
所管部局	都市局 都市計画部 都市公園課		電話番号	048-829-1420
設立目的	埼玉県内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を推進するとともに都市緑化の普及啓発を行うことをもって、地域社会の健全な発展に寄与する。			
主な事業	① 公益目的事業 ○ 市民協働型の運営・管理・維持による利用促進及び公園機能の増進を図る事業 ○ 緑の基金の造成・管理・運用による都市緑化助成及び緑化推進事業 ○ 公園文化の創造と展開を目的とした都市公園等の広報及び調査・研究事業 ② その他の事業 ○ 遊具・用具の貸出及び販売、自動販売機の設置			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 市民協働など、公益法人の特長を生かした公園の維持管理、運営を行う。 ○ 職員の知識やスキル向上などによる質の高いサービスの提供を図る。 ○ コスト削減など経営の更なる効率化を図る。 ○ 自主事業や新規事業の実施による、自主財源の確保を積極的に行う。			

### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
公園施設等における事故の防止、減少	→			
公園利用者の増加に向けた P R	→			
コスト削減など経営効率化の推進	→			
自主財源の確保	→			
ガバナンスの強化	→			
中期経営計画及び人員適正化計画の策定	人員適正化計画	中期経営計画	→	

団体名	一般財団法人 さいたま市土地区画整理協会			
設立年月日	昭和47年4月1日	代表者(職・名)	理事長 薮島 豊志	
所在地	さいたま市中央区下落合2-18-6	電話番号	048-823-5220	
資本金・基本金	10,000千円	市出資・出捐金	10,000千円	100%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課	電話番号	048-815-8725	
設立目的	さいたま市における土地区画整理事業の発展と推進を図り、併せて都市計画事業を促進し、もって健全な市街地の造成に寄与する。			
主な事業	① 土地区画整理事業に関する受託 ② 土地区画整理事業に関する業務の指導			
団体の方向性	経営効率化を図る団体			
市が団体に求める事項	○ 受託している組合施行土地区画整理事業の早期完了を図る。 ○ コスト削減などによる経営の効率化を図る。			

### 【重点取組目標】

目標	29年度	30年度	31年度	32年度
土地区画整理事業の着実な実施	—————▶			
コスト削減など経営効率化の推進	—————▶			
ガバナンスの強化	—————▶			

団体名	与野都市開発株式会社			
設立年月日	平成元年 11 月 1 日	代表者（職・名）	代表取締役 丸山 信弘	
所在地	さいたま市中央区上落合 2 - 3 - 3	電話番号	048-857-4411	
資本金・基本金	500,000 千円	市出資・出捐金	500,000 千円	100%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課	電話番号	048-829-1443	
設立目的	地域の中心核として地域に貢献すべく、北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビルの管理、運営を行う。			
主な事業	① 再開発ビルの管理運営			
団体の方向性	経営健全化を推進する団体			
市が団体に求める事項	<input type="radio"/> 着実に経営再建を進める。 <input type="radio"/> 適切な修繕の実施。			

#### 【重点取組目標】

目標	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
着実な再生計画の実行	—————▶			
コスト削減など経営効率化の推進	—————▶			
施設等の長寿命化策の実施	—————▶			

団体名	岩槻都市振興株式会社			
設立年月日	平成6年11月10日	代表者(職・名)	代表取締役 中井 達雄	
所在地	さいたま市岩槻区本町3-1-1		電話番号	048-758-7300
資本金・基本金	500,000千円	市出資・出捐金	500,000千円	100%
所管部局	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		電話番号	048-829-1443
設立目的	岩槻駅東口第1種市街地再開発事業として建設された再開発ビル「WATSU(ワッツ)」が、岩槻区の表玄関として、更には岩槻区の商業シンボルゾーンとして将来長きにわたって繁栄し、都市としての活力を高める源泉となるよう、再開発ビルの適正な管理、運営を行う。			
主な事業	① ビルの管理業務 ② 店舗床、受託床の賃貸業務 ③ 商業活動業務 ④ 公共公益施設の管理業務			
団体の方向性	経営健全化を推進する団体			
市が団体に求める事項	○ 着実に経営再建を進める。			

### 【重点取組目標】

目標	29年度	30年度	31年度	32年度
着実な再生計画の実行	➔			
テナントリーシング活動の充実	➔			
コスト削減など経営効率化の推進	➔			

さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針  
(改訂版)

さいたま市 都市戦略本部行財政改革推進部

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1106 (直通)

FAX 048-829-1985

メール [kaikaku@city.saitama.lg.jp](mailto:kaikaku@city.saitama.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.saitama.jp/>